

(資料2)

チェックシート

(資料は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。)

	書 類 ・ 資 料 の 名 称		申立人 チェック 欄	裁判所 使用欄
1	申立書（後見・保佐・補助）			
2	代理行為目録（保佐・補助）			
3	同意行為目録（補助）			
4	同意書（保佐）			
5	同意書（補助）			
6	申立事情説明書			
7	診断書	〇〇県療育手帳（判定A）		
8	鑑定連絡票（後見・保佐用）			
9	本人情報シート（写し）			
10	親族関係図			
11	親族の意見書			
12	本人の戸籍謄本			
13	本人の住民票又は戸籍の附票（＊マイナンバーの記載のないもの）			
14	本人の登記されていないことの証明書			
15	後見人等候補者事情説明書			
16	成年後見人等候補者陳述書			
17	候補者の住民票又は戸籍の附票（＊マイナンバーの記載のないもの）			
18	財産目録			
19	相続財産目録			
20	収支予定表			
以下、21は原本、22～29はコピーを提出				
21	不動産（土地・建物）の登記簿謄本又は全部事項証明書			
22	不動産の固定資産税評価証明書又は固定資産税納税通知書			
23	預貯金の通帳・証書（過去1年分）			
24	有価証券（株式、出資金、国債、社債、債券、投資信託等）又は証券会社発行の取引残高証明書			
25	各種保険契約の保険証券			
26	本人が債務者・連帯債務者・保証人・連帯保証人となっている負債の具体的な内容を示す資料			
27	収入に関する資料（年金・手当額通知書、賃貸借契約書、確定申告書、給与明細書、配当金支払明細書等）			
28	生活費に関する資料（家賃、医療費、施設費の領収書等）			
29	税金、社会保険料等に関する資料（税金・社会保険通知書、固定資産税課税明細書、住民税通知書、公共料金の領収書等）			

その他、申立ての際にご用意いただくもの

30	収入印紙	800円×(1～3)枚	保佐開始や補助開始の申立てのとき、同意権付与・代理権付与の申立てを同時に行う場合は各申立てに800円を追加してください。例えば、補助開始の申立てのとき同意権付与と代理権付与の申立てを同時に行う場合の印紙は、3件分、2,400円になります。		
31	収入印紙	2600円	審判確定後の登記嘱託費用です。		
32	郵便切手	350円×1枚 110円×10枚 50円×2枚 20円×2枚 500円×(2, 4)枚	審理中の通信費用に使用します。 不足した場合は、追加をお願いします。 余った場合は、残った郵便切手をお返しします。		
	鑑定費用	現金50,000円程度 郵便切手1,000円分程度	後見開始の場合は2枚です。 保佐又は補助開始の場合は4枚です。 事案により、鑑定が必要となる場合があります。その場合は、担当者からご連絡します。		
	印鑑	認印で可。ただし、スタンプ式を除きます。			
	委任状	代理人による申立ての場合			